意見の概要と市の考え方

※受付順に表記しています。

番号１

市民コメントの内容

是非成立させてください。

ＴＶニュースを見ていると画面の隅に必ず手話通訳者が居ます。今や世界的潮流なのでしょう。

私は３年前、ニュージーランドにツアーで行きました。そのパンフレットには、ニュージーランドの公用語はとして１.英語、２.マウリ語、３.手話と表記されており少々手話を学ぶ者として驚きました。

日本はどうでしょうか。公用語と言えるのは日本語、英語でしょうか。英語は今は小学生から学び始めます。私らの育った時代は全く見向きもされない言語でした。一方「手話」はどうでしょうか。

手話も各国々によって違います。普通の国際手話はありますが、ろうあ連盟によりますと、使える人は国内で一桁だそうです。そう者でも手話の出来ない人も多く居ますし、手話だけでコミュニケーションするろう者は、７万人弱とも云われております。しかし、手話を使う人はその数倍居ります。それは英語が英語圏の人々の言語だけでない様に、手話もろう者だけの言語ではありません。

手話は明治から１００年以上かけて完成した言語で、国の誤った教育方針に依り抑圧され、昭和４０年代にやっと解放された「ろう者の言語」でありますが・・。

人は誰しも老います。耳も目も不自由になります。耳は死ぬ寸前まで聴こえているといいますが、聴こえなくなった時、健常者はどうすれば良いのでしょう。英語が教材とし取り上げられた様に、国や地方公共団体等が普及に努めれば、人生１００年時代を倖せに送れるでしょう。

又、２０２５年には、デフリンピック東京大会が開かれ、世界各国、地域から多くのろう者が来日します。その受け入れ体制は大丈夫でしょうか。

我国、日本が「人生１００年時代」を掲げる福祉国家として世界をけん引する地位を確立されん事を切に希望します。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。

対応Ｅ

番号２

市民コメントの内容

自分も年をとり、体が不自由になった時も手話でコミュニケーションができるようにして欲しい。今のままでは、不安。

手話言語条例ができることは、うれしい。今迄は、大変だった。

市の意見

ご意見のような状況を踏まえて、条例を制定することとしました。

対応Ｅ

番号３

市民コメントの内容

ニュース、テレビ、手話がないのでわからない。いつも口で話している。通訳が付いていない（ワイプ）

免許をもっていないので自転車で出かけるが大変になり自宅にいることが増えた。人と会って手話で話すことがないのでボケが心配。

ろう者と健常者が手話で話せても少しよみとりがもれるのではないか。

以前働いている時に、手話がなくおこられてばかり賃金も安い。すぐくびになる。

市の意見

貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

対応Ｅ

番号４

市民コメントの内容

高齢のろう者です。昔は差別も強く、苦しいことや悲しいことが沢山ありました。その頃に比べ、今はよくなりました。

それでも身近な人たちと少なくてもいいので手話で話せるといいなと思っています。

長い付き合いのある人は、ろう者であることをわかってくださるのですが、社会的にはまだまだ理解が広まっていないと思います。

説明の内容を充分理解できたとは思いませんが、手話言語条例が制定され、手話が広がり、みんなで楽しく話ができる鶴ヶ島になるようお願いします。

市の意見

ご意見のような状況を踏まえて、条例を制定することとしました。

対応Ｅ

番号５

市民コメントの内容

手話言語条例（案）を一読させた頂き下記私見を述べさせて頂きます。

ろう者の方とほんの僅かな関わりが出来コミュニケーションをとる中で生い立ちを聞く事が出来ました。それは健聴者では想像を越える程の苦労の連続であった。そして、現在も限られた情報社会の中での生活を余儀なくされています。

此の度”ヤット”手話言語条例制定。の兆し大変大きな支援になると確信しております。

条例（案）の細部に関しては、条例を成立・施行し、運用過程の中で見直し、肉付けをすべきと考えています。

私くしの関心事は条例（案）第2条（６）・第4条・第6条に関わる事です。

高齢化が急速に進み、独居～孤独死が増加しており鶴ヶ島市に於ても同様と思われます。

高齢の健聴者でさえ閉じこもりが多く見受けられる中、ろう者の閉じこもりは、極端に情報量が低下し、大きな不安をかかえながらの生活です。

その様な中での医療・介護現場がどの様になっているのか心配しております。

医療に関しては、通院時の手話通訳者同行と聞き及んでいますが、在宅介護に於けるデイケア・デイサービス・在宅介護の対応は皆無とか？（一部入所・デイサービスは毛呂山の特養と聞いております。）

これら私の勉強不足、思い過しなら良いのですが。

介護不安を軽減すべく市内事業者への取り組み、働きかけを進めて頂きたく、お願い致します。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、今後の検討課題とさせていただきます。

対応Ｄ

番号６

市民コメントの内容

「また、障害者の情報の取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境は、音声言語の日本語を前提に整備される傾向がある。

私たちは、手話が言語であることの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。」

上記、文脈が分かりにくく感じます。

市の意見

ご意見は、前文の第４段落・第５段落についてのものと思います。

第４段落は、なぜ手話に関する条例が必要なのかの説明が必要だと考え、このような表現をしましたが、分かりにくいとのご意見を踏まえ、「また、障害者の情報の取得及びコミュニケーション手段は、音声言語の日本語を前提に整備される傾向がある。」と修正します。

第５段落は、この条例の大きな目的を表現していますので、全体の文章の流れを検討した上で、このままの表現とします。

対応Ａ

番号７

市民コメントの内容

「第7条（３）手話通訳者の養成、及び確保の施策

同（４）災害その他非常時の施策」

重要だと思います。

市の意見

貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

対応Ｅ

番号８

市民コメントの内容

専門的なことは分かりませんが、内容は良いと思います。

もう少し分かりやすい文言になるとりがたいです。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。

対応Ｅ

番号９

市民コメントの内容

鶴ヶ島市の未来を担う鶴ヶ島市の子供達には、この考え方をしっかりと持って成長していってほしい。なので、子供達にもしっかりと伝わる工夫がされると良いなぁと思いました。

例えば、子供向けにイラストや簡単な言葉で簡潔にまとめたパンフレット？チラシ？のようなものを作る等。

ＨＰに載せて簡単に印刷できるようになっていても良いと思います。（そこから障害ってなに？と興味を持つ子供が居ても良いですね。図書館に行って調べてみたい！と思うかも）

難しい言葉が多いので、市民の皆さんにとっても、最初はそういう物の方が読みやすいかも？って思ったり…。

皆さんに広く知っていただける事を願っています。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、実施段階での参考とさせていただきます。

対応Ｃ

番号１０

市民コメントの内容

いつもお世話になっております。

この度、長年私たちが切望してきた「手話言語条例」の設立の目途がたったこと、課長をはじめ障害者福祉課のみなさまのご尽力のお陰と心より御礼申し上げます。

ただ、やはり心配なことが一つ。

未来に正しく継承していけるのかということです。

社会は刻々と変わっていきます。障害者を取り巻く環境も20年後30年後にどのように変わっているか分かりません。

「条例が出来て終わりではない」その通りだと思います。

だからこそ、その時々の障害当事者の意見を聞く場を設けていただきたいと思います。そしてそれをどこかに明記してほしいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

市の意見

貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

なお、障害当事者の意見を聴くことは、条例案第８条に「ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を当該施策に反映するよう努める」と記載しております。

対応Ｂ

番号１１

市民コメントの内容

私達が作成した（案）と比べると、少し曖昧さがましてるかなと思います。

具体性が損なわれたと思います。

私達はできるだけろう者に、「こういうことを、市（事業者・市民）がやる。」とか理解しやすい条例にすることを目指しました。

その辺が、なくなったと思います。

ろう者は、具体的に示さないと理解できない方が多いと思います。

もう一度、私たちが作成した案と比べて、具体的に入れられるものがないか考えて頂きたい。

また、制定してから何を市がしてくれるんか、市民・事業者はどう努力してくれるのかなどわかりやすくリーフレット等を作成して頂きたい。

そのリーフレットを手話DVDなどでも広めて頂きたい。

条例が制定した折には、(案)７条３項のろう者、手話通訳者、その他関係者の意見を聞き、（案）第７条の２項の具体的な方針をできるだけ早く示してもらいたい。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、実施段階での参考とさせていただきます。

対応Ｃ

番号１２

市民コメントの内容

鶴ヶ島市が、手話言語条例制定に向けて積極的に関り、取り組んでいただけたことに感謝しています。

パブリックコメントとして述べさせていただきます。

第８条に、「市は、前条第１項各号に掲げる施策に関し、ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を当該施策に反映するよう努めるものとする。」と記載されています。

現在、市の担当者が変わらないのであれば、条例案のとおり、努めてくださるものと思いますが、市には異動があります。担当者によっては、本当に意見を聴いてくださるのか不安です。

また、わたしたちも良い条例にしたいと知恵を出し、考えてはきましたが、時を経て変えなければいけないもの社会情勢に合わせる必要があることも出てくると思います。

やはり、「鶴ヶ島市手話言語条例推進委員会（仮）」のようなものを設け、定期的に現状を確認、課題解決に向けて取り組めるようなシステムを作っていただきたいと思います。

なお、委員会設置にあたり、当事者の方が参加するのは、当然のことと考えます。

委員会の設置について、ご検討くださいますようよろしくお願いします。

市の意見

ろう者その他の関係者の意見を聴く場については、実施段階で、最適な方法等を検討していきたいと考えています。このことから原文のとおりといたします。

対応Ｃ

番号１３

市民コメントの内容

・学校等における理解の増進等

鶴ヶ島市での福祉教育に関する手話体験の授業をして、生徒と聴覚障害者が直接会って交流できるような形で、生活に困り事も子どもたちは熱心に聞くことができる。学校での福祉教育の中で手話を学習してほしい。さらに学校における手話言語等推進研修に導入してほしい。全国にも広がっています。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、実施段階で参考とさせていただきます。

対応Ｃ

番号１４

市民コメントの内容

・学校教育において手話教科として導入してほしい。

子どもたちが手話に親しんでおくのは、非常に関心高くなっていること良いと思います。手話通訳士、手話通訳者、手話検定試験合格をめざす方が増えると思われます。この部分大切だと思います。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、今後の検討課題とさせていただきます。

対応Ｄ

番号１５

市民コメントの内容

鶴ヶ島市は、学校教育の場において児童、生徒及び教員に対する手話を学ぶ機会を提供するように努めることも、手話を言語として認識するうえで、学校教育の場は欠かせないので、手話言語条例に入れてほしい。鶴ヶ島市での教育の評価が高く、より良い暮らしやすい魅力あるまちづくりにつながると良いと思います。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、今後の検討課題とさせていただきます。

対応Ｄ

番号１６

市民コメントの内容

・難聴児・乳児支援の取組に設置してほしい

埼玉県による聴覚障害児の支援に関しては早期発見・早期支援が重要であるが、医療・保健・福祉・教育の連携が十分でないなどの課題がある。そこで、聴覚障害児支援に係る中核機能を担う機関を指定し、地域における聴覚障害児の支援体制の整備と保護者に対する支援に向けてモデル事業を実施しています。鶴ヶ島市教育センター及びこども支援関係などの乳児相談を設置してほしい（手話によるコミュニケーションを図る権利を有することである。）

市の意見

貴重なご意見として受け止め、今後の検討課題とさせていただきます。

対応Ｄ

番号１７

市民コメントの内容

・鶴ヶ島市総合福祉センター（仮称）について

子どもから高齢者まで集まる場として聞こえない人や聞こえる人がいつも集えて手話を学んだり、暮らし困難者を相談したり、聞こえない幼児に支援を行ったり、なんでもサークルが発信できるような場所、就職支援したり、手話コミュニティソーシャルワーカーが常駐し、手話通訳の派遣などを行う環境整備できる総合福祉センター内での聴覚障害者情報センターの設置を強く求めたい。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、今後の検討課題とさせていただきます。

対応Ｄ

番号１８

市民コメントの内容

・協議会の設置について

「第７条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。」というと推進方針するためには、協議の場として「手話施策推進方針協議会」を市の附属期間（＝調査・研究・審議・障害者福祉計画・教育・家庭などを行うため設置すべきです。このように推進方針の策定や見直し、実施事業についての評価をするため、定期的に開催するよう、協議会の組織や運営に関する設置して強く求めます。

市の意見

ろう者その他の関係者の意見を聴く場については、実施段階で、最適な方法等を検討していきたいと考えています。このことから原文のとおりといたします。

対応Ｃ

番号１９

市民コメントの内容

・SDGsの取り組みに関わり手話の言語性が重要であることを求めたい。

手話の言語性を認める改正障害者基本法「私たちのことを私たち抜きに決めないで」のことは大切である。手話の言語性が認められ、「言語（手話を含む）」と規定されたこと。これまで手話は法律上、言語として認められていなかったのです。本改正により、障害があってもなくても平等に情報を得られる社会の実現に向けて一歩前進し、これは、SDGsの目標貢献につながっています。

市の意見

貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

対応Ｅ

番号２０

市民コメントの内容

この度は、手話言語条例、コミュニケーション支援条例の制定を進めていただき、ありがとうございます。

2つの条例案を拝見させていただきました。

２つの条例とも

第7条

 ２ 市は、\*必要に応じて\*施策の見直しを行うものとする。

（意見の聴取 ）

第８条 市は、前条第１ 項各号に掲げる施策に関し、ろう者その他の関係者 の意見を聴き、その意見を当該施策に反映するよう努めるものとする。

（委任）

 第９条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

と記載されていますが、具体的にはどのような形でしょうか?

例えば“必要に応じて”とは定期的な話合いの場が設けられるのか、障害者団体が陳情した時なのか、また施策の見直し、または第9条の必要な事項はどのような流れで決定されるのか、それの具体的な記載がないとあやふやなままになってしまい、条例がきちんと運用されているかどうか確認ができない恐れがあるかと思います。

その部分が明白になっていればこそ、条例を制定した意味があると考えます。また市民からみてもわかりやすく、透明性があると思います。

この条例が制定され、市民の皆さんがさらに安心して暮らせる社会になることを願います。

市の意見

ろう者その他の関係者の意見を聴く場については、実施段階で、最適な方法等を検討していきたいと考えています。このことから原文のとおりといたします。

対応Ｃ

番号２１

市民コメントの内容

手話言語条例(案)の内容そのものに関する意見ではないのですが、手話言語条例を作ろうとしているのだから、パブリックコメントの募集前に、その内容や成立後の展望など手話で解説した動画を作成し、ホームページなどで公開したほうがよかったのではないでしょうか（このことに事前に気づかなかったことは私たち聴障会・折鶴会の反省点でもあります）。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。

対応Ｅ

番号２２

市民コメントの内容

条例が成立した暁には、リーフレット等だけでなく手話動画での情報発信もどうぞよろしくお願いいたします。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、実施段階での参考とさせていただきます。

対応Ｃ

番号２３

市民コメントの内容

国のパブリックコメント募集のように、手話に関する案件では手話動画をDVDに収めて郵送してもらうことも認めることも必要だったのではないでしょうか。

市の意見

貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

対応Ｅ

番号２４

市民コメントの内容

今回2つの条例を同時並行して成立させるという戦略上、2つの条例案ともほぼ同じような文言を使用しています。

しかし、これにより手話が単なるコミュニケーションの手段と捉えられるのではないかと大変危惧しております。

私どもきこえる者たちが自明のものとして享受している言語権、ひいては言語的自己決定権・人格権を、これまで虐げられてきたきこえない人たちにもきちんと保障しようというのが手話言語法・手話言語条例の出発点だったはずです。

今後、手話が単なるコミュニケーションの手段と捉えられないようなご対応をよろしくお願いいたします。

市の意見

手話言語条例の必要性については、市民にご理解いただけるよう前文に記載しております。

対応Ｂ

番号２５

市民コメントの内容

今回、2つの条例を同時並行して成立させるため、各条例とも理念条例とすることにとどめ、具体的な内容については障害者支援計画等に委ねることとされました。

まずは条例を成立させるという戦略上やむを得ないことだったとは思いますが私どもの作成した条例案に盛り込んだ4本柱のうち

「情報アクセシビリティー」のみ盛り込まれ、「聴覚障害がある乳幼児の支援」「教育」「就労」が省かれてしまったことは大変残念です。

今後、市としてこれら具体的な施策についてどのように対応なさるのか明確にお示しいただきますと幸いです。

市の意見

貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

具体的な施策については、実施段階において検討してまいります。

対応Ｃ

番号２６

市民コメントの内容

私どもは予てより条例成立後、具体的施策につき議論する会議体の設置を要望してまいりました。

しかし、条例案では「意見を聴」くとのみ定められ、また、そのこと自体も努力義務とされています。

具体的な会議体の名称や構成メンバー、審議内容等を今後決めていくことを是としつつ、ぜひ、「意見を聞く【場を設ける】【こととする】」等、当事者の意見を聴取する場が確実に設けられるような

文言にしていただけますよう、強く要望いたします。

市の意見

ろう者その他の関係者の意見を聴く場については、実施段階で、最適な方法等を検討していきたいと考えています。このことから原文のとおりといたします。

対応Ｃ

番号２７

市民コメントの内容

いつも大変お世話になっております。

このたび手話言語条例が成立する見通しとうかがい大変うれしく思っております。

実は私の息子は中途難聴者で、最近はほとんど聞こえていないようです。中途難聴が判明した折にはかなりショックを受けていたようですが、最近は手話を学びだし、聞こえない方々との交流をつうじてまた生きる希望を見出しているようです。

手話できなかったり、あまり得意でない中途難聴者や中途失聴者、高齢の難聴者のみなさん、障害者手帳を持たないみなさんも

生きやすい鶴ヶ島市になったら良いなと思っております。

これらのみなさんへの手当ても、今後どうぞよろしくお願いいたします。

市の意見

貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

対応Ｅ

番号２８

市民コメントの内容

手話言語条例に対しての意見です。

聴覚障害者のコミュニケーションの1つに手話があります。多くの聴覚障害者の人が手話でコミュニケーションをしています。手話言語条例が成立されることは、今後の鶴ヶ島市に期待をもつ人が多数いらっしゃると思います。今、パブリックコメントを募集したり、説明会を開くなど、成立に向かっていってますが、成立後も、聴覚障害者から意見を求めてほしいと思います。どう変わってほしいのか、どうして欲しいのか…。聴覚障害者は我慢の生活を強いられてきた人が多く、文章が苦手な人も多いので、本当の気持ちを聞きだすまでに時間がかかるかと思います。それでも時間をかけて、少しずつでも鶴ヶ島市が変わっていくことが必要かと思います。

市の意見

貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

なお、障害当事者の意見を聴くことは、条例案第８条に「ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を当該施策に反映するよう努める」と記載しております。

対応Ｂ

番号２９

市民コメントの内容

今年度、市内の小中学校では、福祉授業の中で聴覚障害者の理解について学んでいます。是非、障害者福祉課の方たちも聴覚障害者の理解について知ってもらいたいと思います。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、実施段階での参考とさせていただきます。

対応Ｃ

番号３０

市民コメントの内容

聴覚障害者に関する法の改正、今までもありましたし、これからもあると思います。聴覚障害者が過去にどんな思いをしてきて法の改正に繋がったのかも是非知ってもらい、なぜ法の改正が必要だったのか、必要なのかを理解いただきたいと思います。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。

対応Ｅ

番号３１

市民コメントの内容

手話通訳の養成と確保とあるが、認定や設置の要件がなく、どの様にカバーして行くのか？

市の意見

個別の事業については、要綱で定めております。

なお、手話通訳者については、鶴ヶ島市手話通訳者派遣事業実施要綱で定めています。

対応Ｅ

番号３２

市民コメントの内容

当該条例が機能的に、且つ効果的に運営されているか、定期的に調査、検討する運営委員会の設置が必要ではないか？

市の意見

ろう者その他の関係者の意見を聴く場については、実施段階で、最適な方法等を検討していきたいと考えています。このことから原文のとおりといたします。

対応Ｃ

番号３３

市民コメントの内容

手話言語条例案、まずは制定して頂く事が大事だと思いますので細かな内容については特に意見は差し挟みません。

ただ、なぜろう者が手話を大切にしているか、というところを考えると人間にとって第一言語とはアイデンティティそのものだからであると私は考えます。

ろうの方の意見を聞いていてもそう感じます。

また、そのアイデンティティである手話を（教育の場で）禁じられた過去があることも大きいと思います。

このようなことを法文に盛り込むのは困難ですが手話は言語である、という言葉を「伝達手段としての言語」という狭い意味で理解されないよう今後の運用で気を付けていく必要があるなと感じました。

以上、意見として述べさせてて頂きます。

市の意見

条例を制定する理由、そしてこれまで苦労されてきたろうの方の条例に対する思いについては、前文に載せさせていただきました。

対応Ｂ

番号３４

市民コメントの内容

案をよませていただきました。

言語とするならやはり学校での取り組みは必要になってくるとおもいます。

学校の授業数、カリキャラムを簡単には変更できないとは思うのですがいまの福祉授業とは全く違う取り組みをしてもらいたいと思います。

小学校なら一年から六年までの六年間、中学校も三年間触れることがなにより大切になってきます。英語のように通知表に評価がでるまでにはまだまだ難しいとは思いますが道徳の時間など使うことを考えていただきたいです

市の意見

貴重なご意見として受け止め、今後の検討課題とさせていただきます。

対応Ｄ

番号３５

市民コメントの内容

市民が手話を学べる環境も場所や時間など色々選択させてもらえるようになると便利だと思います。

講習会が市役所は、あの辺りは真っ暗で夜参加できるのは運転できる方か送ってもらえるかただけ。これだけで対象年齢が上がっているように思います

若葉ウォーク内の市役所分室は駅目の前であかるい。高校生や大学生も市役所に比べたら安心して学びにいかせられると思います

色々と書いてしまい申し訳ありません。

よろしくお願い致します。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、実施段階での参考とさせていただきます。

対応Ｃ

番号３６

市民コメントの内容

私たちは、第一言語である日本語で、コミュニケーションをとったり、情報を得たりします。

ろう者の第一言語は手話です。手話は言語であると法に明記された今、手話言語条例を制定し、市民に周知して頂き、誰もが暮らしやすい、やさしい町になってほしいです。

市の意見

条例の前文にこちらの趣旨を盛り込んでおります。

対応Ｂ

番号３７

市民コメントの内容

障害当事者をメンバーに審議会のような委員会を立ち上げていただきたいです。

市の意見

貴重なご意見として受け止め、実施段階での参考とさせていただきます。

対応Ｃ

番号３８

市民コメントの内容

・基本理念及び施策の推進について

「推進」という言葉を使っているが、目的に向け努めることはもちろん大切なことではあるが、市には必ず施策を「実施」してくれると期待している。

よって、（施策の推進）を（施策の実施）に変えてはどうか。

市の意見

貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

具体的な施策については、条例制定後の実施段階において検討してまいります。

対応Ｅ

番号３９

市民コメントの内容

計画的に施策を行って欲しい。そのため、（施策の推進）に「施策を総合的かつ計画的に実施するものとする」を追加してはどうか。

鶴ヶ島市に手話言語条例ができること、大変嬉しく思います。

聴覚障害者の方々が過ごしやすい街になるよう願っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

市の意見

貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

具体的な施策については、条例制定後の実施段階において検討してまいります。

対応Ｅ

番号４０

市民コメントの内容

鶴ヶ島市には手話通訳者派遣事業があり、聴覚障害者の日常生活や社会参加への支援、情報保障を担っています。

しかし、手話通訳者はいつでもどこでも対応できる訳ではありません。

この度の条例（案）が制定され、そこをきっかけとし、地域社会の中で、多くの人たちが手話を学び、きこえない人たちと気軽なコミュニケ－ションがとれる街、多くの障害状況を知り、ごく自然な形で支援し合う鶴ヶ島になっていくことを期待します。

市の意見

貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

対応Ｅ

番号４１

市民コメントの内容

理念条例ではありますが、福祉・教育・労働等の施策に具体的に反映できるようそれぞれの条例に、「それぞれの条例とともに」といったような形で、検討委員会の設置のような一文を設けていただけると

より生きた条例になるのではないかと思います。

よろしくお願いします。

市の意見

ろう者その他の関係者の意見を聴く場については、実施段階で、最適な方法等を検討していきたいと考えています。このことから原文のとおりといたします。

対応Ｃ